

会津若松建設事務所
公共工事安全推進計画

平成26年 9月

福島県会津若松建設事務所

【はじめに】

公共工事においては、社会基盤の整備という重要な役割があります。

その担い手である建設業は、地元にも密着した重要な産業であります。厳しい気象条件など様々な現場環境下における作業を伴うため、他産業と比較して労働災害の発生率が極めて高い傾向にあります。

労働災害の発生は、被災者ばかりではなくその家族・企業などに多くの社会経済的損失をもたらします。建設業が魅力ある産業として、発展していくためには、労働災害を未然に防ぎ工事の安全を確保することが、最重要課題であります。

本事務所は、公共工事の発注者として、これまでも安全衛生管理体制の整備をはじめ、各工事現場における安全点検、安全パトロール及び安全管理に関する研修会の実施など、労働災害の防止に積極的に取り組んできました。

「会津若松建設事務所公共工事安全推進計画」は、これまでの経験を踏まえ、安全に関する取り組みを再確認するとともに、安全意識の高揚を徹底して行うことにより、「労働災害の減少及び撲滅」を目指し策定したものです。

本計画に基づき、公共工事の発注者として全職員が一丸となって、種々の安全活動を実施し、公共工事における安全水準の向上を最大限の取り組みを行うことにより、達成することをここに宣言します。

平成26年 9月

1 基本方針

公共工事の労働死傷災害の減少及び撲滅に向けて最大限の努力を傾注する。

2 推進計画

1) 安全意識の向上

ア 研修会等の実施

ア) 安全研修

イ) 安全講習会

イ 労働安全強化月間の設定

ウ 安全訓練の推進

2) 工事現場の安全点検等の実施

ア 所長自らによる安全点検の実施

イ 所長が率先して行う安全パトロールの実施

ア) 安全パトロール

工事担当部署で実施し、その状況については所長が確認し適切な指示を行う。

イ) 所長自ら率先して行う一斉安全パトロール

大型連休前，年末，緊急時などに実施

ウ) 所長自ら対応する合同安全パトロール

労働基準監督署等と合同で実施

3) 労働災害の再発防止

ア 所長が主催する労働災害再発防止検討会

施工業者の意見を十分に聴くこととする。

3 推進体制

- ・会津若松建設事務所公共工事安全推進委員会
- ・会津若松建設事務所管内建設工事安全推進協議会

【 取組 】

基本方針を達成するために、毎年、過去の県発注工事における労働災害の発生原因や傾向などを分析し、年間の取組方針（スローガン）を策定し、本事務所が発注する工事の安全対策を徹底して行い、その浸透状況について、常時確認を行う。

会津若松建設事務所公共工事安全推進計画

1 目的

本計画は、本事務所が発注する工事の安全対策を組織的かつ実効性を持って推進するために策定するものである。

このため、本事務所は労働災害撲滅のため、全職員が真摯にかつ最大限の力を傾注して本計画の推進を行うこととする。

2 基本方針

公共工事における労働死傷災害の減少及び撲滅に向け最大限の取り組みを行うことにより、本計画を展開するものとする。

3 推進体制

1) 会津若松建設事務所公共工事安全推進委員会

本事務所が発注する工事における安全対策を組織的かつ実効性のあるものとするため本委員会を設置する。

委員会には、下部組織として運営補助を行う幹事会を設置する。

ア 業務内容

ア) 本事務所が発注する工事の安全推進に関する年間の方針については、全職員に浸透するような内容の計画を策定する。

イ) 本事務所が発注する工事安全推進に有効な情報等を工事担当部に周知し、実効性のあるかつ詳細な安全衛生計画を策定する。

イ 委員会の構成

- 委員長：会津若松建設事務所長
- 副委員長：会津若松建設事務所次長
- 委員：総務部長、企画管理部長、事業部長、
建築住宅部長、宮下土木事務所長

ウ 幹事会の構成

- 幹事長：事業部長
- 副幹事長：専門技術管理員
- 幹事：企画調査課長、管理課長、道路課長、
河川砂防課長、建築住宅課長、
宮下土木事務所業務課長

2) 工事担当部

工事担当部は、本計画及び年間の取組方針を踏まえ、担当する工事の内容に応じた安全パトロールや安全研修など、年間の安全推進実施計画を策定し、それを実施することにより、全職員及び現場作業員にまで浸透するような実効性のある尚且つ詳細な安全対策を樹立し、その完全な実施を図る。

3) 会津若松建設事務所管内建設工事安全推進協議会

「福島県会津若松建設事務所管内建設工事安全推進協議会規約」に基づき、「福島県会津若松建設事務所管内建設工事安全推進協議会」を組織し、下記の取組により施工業者と安全に対する意見を集

約し、施工業者側の意見も十分に踏まえ、徹底した労働災害防止活動の展開を図る。

- ア 安全パトロール（原則として所長が率先して実施する。）
- イ 実効性のあるなおかつ施工現場に浸透し得るような労働安全衛生管理に係る研修会の実施
- ウ 施工業者と本事務所における安全衛生対策（特に安全経費の確保を中心として）の意見交換

4) 労働基準行政機関との連携

会津労働基準監督署と労働災害の発生状況等について情報交換を行うことにより、下記の内容等に留意して十分な対策を行う。

- ①工事の発注時期の平準化
- ②適正な工期の確保
- ③十分すぎる程度の安全経費の確保
- ④作業進行に伴う作成書類の簡略化

会津若松建設事務所公共工事安全推進委員会

1 年間の取組方針の策定

過去の労働災害の傾向を踏まえて、現場の作業員に浸透するような、実効性のあるなおかつ詳細な安全衛生計画を策定して、その実行を行う。

2 工事担当部門

施工業者の意見を十分に聴取した上、年間の安全推進実施計画を策定し、最大限の力を傾注して労働死傷災害の撲滅を目標とする。

3 推進計画

1) 安全意識の向上

公共工事における安全管理については、常日頃から安全意識の向上に最大限の努力を払い、労働安全衛生法・労働基準法等の各種安全法令等や、安全管理に関する知識と対策について徹底した学習を行う。

ア 研修等の実施

ア) 安全研修

本事務所職員に対して、安全教育を充実し、安全管理に関する知識の習得について最大限の努力を行う。

労働災害情報の分析結果、収集した労働災害事例、労働災害が発生するおそれのあったヒヤリハット事例、労働災害防止対策の好事例などを基にした安全研修や施工中の現場における現

地研修を実施し、現場の全作業員にまで浸透し得るような研修を実施する。

イ) 安全講習会

労働基準監督署と連携して、本事務所職員・施工業者に対して安全講習会を実施し、労働災害を防止するための知識を吸収するとともに安全衛生意識の高揚を徹底して行う。

イ 労働安全衛生強化月間の設定

労働安全衛生強化月間を設定し、発注者である本事務所と施工業者が一体となり、後述の安全パトロールなど労働災害防止の活動を徹底して行うことにより、安全意識が現場の全作業員にまで浸透するよう最大限の取組を行う。

ウ 安全訓練の推進

労働災害を防止する上で、直接作業に携わる作業員が安全に対する理解を深めることが重要であるため、施工業者が作業員に対して実施する安全衛生教育にかかる時間及び経費等について十分に配慮し、その実施を支援する。

2) 工事現場の安全点検等の実施

工事現場の安全性を高めるため安全点検を実施する。

安全が損なわれる恐れのある現場状況や行為を発見した場合には、即時是正させることにより、労働災害につながる要因を徹底して排除する。

ア 監督員による安全衛生点検の実施

監督員は、施工業者が施工する工事現場において作業状況を把握するとともに、随時安全衛生点検を実施し、安全が損なわれるおそれのある現場状況や行為があれば施工業者に対して改善を指示し是正させる。

その際、安全経費等が十分に確保されているか協議を行う。

イ 安全パトロールの実施

ア) 安全パトロール

工事担当部は、工事現場の安全パトロールを実施し、現場における危険箇所・安全対策などについて点検・指導を行い、その結果を所長に報告し適切な指導を受ける。

イ) 一斉安全パトロール

大型連休前、年末や労働災害発生時などには、所長が率先して事業所全体として一斉安全パトロールを実施し、施工者側の意見も十分に聴取し、下記の内容に問題がないか十分な検討を行う。

- ①工事の発注時期の平準化
- ②適正な工期の確保
- ③十分すぎる程度の安全経費の確保
- ④作業進行に伴う作成書類の簡略化

ウ) 合同安全パトロール

労働基準監督署や建設業協会等との合同パトロールを年1回以上実施し、現場における危険箇所・安全対策などについて点検を行うとともに、労働基準監督署の視点から見た現場の安全対策・指導など監督署の意見も踏まえ、労働災害の撲滅のための取組を真摯にかつ最大限の力を傾注して実施する。

3) 労働災害の再発防止

万が一労働災害が発生した場合には、その原因などを分析し、同様な労働災害が二度と発生しないよう徹底した取組を行う。

ア 労働災害再発防止検討会

労働災害が発生した場合、その原因を明らかにするとともに、再発防止対策を検討し、本事務所で施工している他の現場での同様の労働災害発生を防止することとする。

また必要があれば、二度と同様な労働災害を発生させることがないように、施工業者すべてを結集し、総決起大会を実施することとする。